

公益財団法人新潟県スポーツ協会
令和2年度第3回理事会議事録
(抄本)

- 1 開催日時 令和2年12月17日(木)午後1時30分
- 2 開催場所 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター 大研修室
- 3 理事現在数および定足数 理事現在数24名、定足数13名
- 4 出席者22名
(理事:19名) 馬場潤一郎、木浦正幸、荻荘誠、細貝和司、中島郁雄、岩村良一、太田玉紀、柏木茂幸、権瓶修也、坂田史安、佐藤圭司、佐藤文男、関根正明、高塚俊、滝沢一博、傳田秀輝、本多政則、和歌浦京子、渡部和哉
(監事:2名) 大橋直樹、鈴木厚

5 議事

(1) 報告事項

- ア 新型コロナウイルス感染症に伴う本会事業の対応状況について
- イ 本会加盟団体規程改正案等に係る加盟団体意見及び本会の回答等について
- ウ 令和2年度表彰の被表彰者について
- エ 令和3年度県予算に対する要望について
- オ 新潟県社会人スポーツ推進協議会について

(2) 審議事項

- 第1号議案 臨時評議員会の日程について

6 会議の概要

(1) 議長選出及び定足数の確認

定款第32条により馬場潤一郎会長が議長に就任。

次に事務局から出席理事の人数の報告を受け、定款第33条に定める定足数を満たしていることから、会議成立を宣し議事に入った。

(2) 議事

ア 報告事項

報告事項 ア

新型コロナウイルス感染症に伴う本会事業の対応状況について、資料に基づき事務局が説明したが、質問等はなかった。

報告事項 イ

事務局が、資料に基づき次の事項について順次説明し、以下の質問があった。

- (ア) 定款等本会規程改正案に対する加盟団体への意見依頼について
 - ・ スポーツ団体ガバナンスコードの経緯と内容について
 - ・ 定款等本会規程改正等の考え方について
 - ・ 意見依頼した定款等本会規程改正案の内容について
- (イ) 定款等本会規程改正案に対する加盟団体意見及び本会の回答について
- (ウ) 今後の定款等本会規程改正等に係る日程について

【理事】

質問：私共の中央競技団体においても、ガバナンスコードに基づき作業をやっているところですが、スポーツ庁の表現で「役職員」という定義があるが、その意味を教えてほしい。

説明：一般的な意味で言えば、理事等の役員とそこの団体で働く職員を合わせて「役職員」と呼んでいるという理解で構わないと思います。

(事務局)

【副会長】

質問：加盟団体意見では、市町村スポーツ協会からのものが多い。全体的に言うと、余りにも突然で、唐突感がある。いったい何が始まったのだろうと感じている。7月1日に改正規程を施行していききたいということだが、少しみんなが余裕を持って付いて来れるような段取りで進めてもらいたい。市町村スポーツ協会組織については、レベル的に濃淡があることから、そんな風に考えることが必要かなと思っています。

説明：ガバナンスコードにおける都道府県スポーツ協会の取扱いについて、日本スポーツ協会との間で意見調整を行ってまいりましたが、今年の7月末時点で＜中央競技団体向け＞の適用となるが、＜一般スポーツ団体向け＞並みの適用とすることの合意を得て、本会としての立ち位置が決まったところです。

また昨年の8月に、スポーツ庁により「ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」が策定され、本来ならもっと早く加盟団体の皆様に、ガバナンスコードに関する説明をすべきではありましたが、コロナ禍の影響により研修会等を開くことができず、今年10月にオンラインによりやっと開催でき、周知するまで時間がかかりました。まだ周知が足りない状況ではありますが、このような形での加盟団体への回答という方法も周知の一つであり、むしろこういう意見があることが周知に繋がるかなと思っています。インテグリティ研修会も今後3回、4回と開催し、皆さんの意見を聞きながら行きたいと思っています。基本は2つあると思います。本会の規程等をどう直していくのかということと、取組状況

の公表をいつやるのかということです。公表については、完成していなければ公表できないという話しではなく、完成していなくても途中経過で構わないということです。加盟団体の皆様には十分に説明し、不安を解消していきたいと考えています。(事務局)

質問：趣旨はよくわかった。ただし、市町村スポーツ協会も、改めて社会ニーズに応じていくために、県スポーツ協会とともに歩んでいきたいと考えており、制度的にしっかりしたものに作り上げていきたい。一字一句正しく作り上げていく必要があると思うが、後で修正は可能ですよね。そこまで心配することはないとのことであれば、そこまでです。

説明：本会は、ガバナンスコード上、規程等を改正していつ施行するのかということも予定でもいいから公表することになっています。本会加盟団体がどのような規程を持っているのか確認していませんが、本会が施行する規程等に倣って改定・制定してもらえばいいと考えています。そのため加盟団体向けに説明会等を開催して、加盟団体の理解を得て施行していきたいと考えています。7月1日施行が妥当かはそれぞれ意見があることとは思いますが、7月1日施行でと事務局としては思っています。その施行を受けて、各加盟団体がそれぞれの規程を整備していただければいいのかなと思っています。そのようなことを行って地方公共団体から補助金の交付を受けているスポーツ団体は自己説明・公表を行っていく必要があると、ガバナンスコードに定められています。ただし、新潟県はじめ県内市町村が公的助成の申請要件の一つとして自己説明・公表をどのように位置付けるのかわかっていませんが、いずれどこかの時点でそのような対応を取る必要が出てくるので、市町村スポーツ協会も規程の整備等対応を取ってもらいたい。そういったところから、この施行日がいいのではと事務局では考えています。(事務局)

質問：それはわかった。だから県スポーツ協会に従おうと思っている。7月1日が決まっていると言っても、ちゃんとやるけれども少し遅くなってもいいのかなと。

説明：そのとおりです。先程細貝専務理事がお話ししたとおり、1年後に決めますとかで構わないと考えています。(事務局)

質問：例えば、市町村スポーツ協会が切羽詰まったり、どうしたらいいのか迷った場合はどうすればいいのか

説明：先程細貝専務理事がお話ししたとおり、コロナ禍の影響により研修会が開催できませんでしたが、今後の予定については、資料13ページにより先程説明しましたが、インテグリティ研修会をもう2回開催し、加盟団体の皆様や本会役員の皆様の理解を得ていきたいと考えています。その上で、本会ではこんなことをやっているんだということを、皆様に理解いただけたらと思っています。(事務局)

報告事項 ウ

令和2年度表彰の被表彰者について、資料に基づき事務局が説明したが、質問等はなかった。

報告事項 エ

令和3年度県予算に対する要望について、資料に基づき事務局が説明したが、質問等はなかった。

報告事項 オ

新潟県社会人スポーツ推進協議会について、資料に基づき事務局が説明し、新潟県社会人スポーツ推進協議会が作成したPR動画を上映したが、質問等はなかった。

イ 審議事項

・第1号議案

臨時評議員会の日程について、資料に基づき事務局が提案し、満場一致で原案のとおり承認された。

(3) その他

議長がその他の発言の有無を尋ねたところ、質問等はなかった。

その後、議事を終了する旨宣言し、議長を退任した。

7 閉 会

午後3時19分

以上この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和2年12月17日

代表理事（会長） 馬場 潤一郎

監 事 大橋 直樹

監 事 鈴木 厚